

小学校学習指導要領の音楽科に関する内容及び

教育方法の特色と課題

打越 孝裕*・藤田 文子**

(2022年2月2日受理)

Characteristics and Issues of the Contents and Educational Methods Related to the Music Department of the Elementary School Curriculum Guidelines.

Takahiro UCHIKOSHI and Ayako FUJITA

キーワード:学習指導要領, 音楽科, 基礎, 基本

平成29年改定の学習指導要領は「資質・能力の三つの柱」を骨格としており、それはまた子供にとって「何ができるようになるか」を示している。また、音楽を学ぶ意義についても①「自分自身の幸せのため」②「社会を幸せにするため」と明確にされている。音楽は自分自身や社会に幸せをもたらすものであるが、それには感性によって音楽を形づくっている要素を理解し、楽しむということが重要である。音楽を主体的・創造的に楽しむ上で最低限必要な力が音楽科における「基礎・基本」である。

本論文では、新指導要領の改善点から「小学校音楽科の目標の改善」「内容構成の改善」「小学校音楽科における学習評価」について「基礎・基本」にスポットを当て、内容及び教育方法の特色と課題の検討を行う。

はじめに

本論文は、実地指導講師としての打越孝裕と、藤田文子の近年の授業である「初等音楽科教育法」における共同研究を基に作成されたものである。特に現行の学習指導要領の施行以降に関する打越の記述については、打越の基礎・基本に焦点が当てられており、ぶれない形で授業が展開する基盤となっている。この授業は、学生による授業アンケートの評価も高くなっており、打越の今後の研究の基となると考えられるであろう。

ところで、現行の学習指導要領は2017年3月31日に告示され、小学校では2年間の先行実施期間を経て2020年度より全面実施となった。今回の改定では「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネジメント」「主体的・対話的で深い学び」等の様々なキーワードが出されており、今後10

*前茨城県東海村立舟石川小学校 **茨城大学教育学部

年を見据えた非常に大きな改定となっている。

音楽科の改定の基本的な考え方としては、「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説」に次の3点が示されている。

- ・ 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見出したりできるよう、内容の改善を図る。
- ・ 音や音楽と自分との関りを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- ・ 我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

音楽には自分や他人、あるいは社会を幸せにする力がある。それは、音楽を形作る要素の働きによるものである。そして、その働きを捉えるのは「感性」である。しかしながら、感性は常に磨かれ、高められてゆくべきだと考える。例えば、野球を知らない子どもにグラブとバットとボールを与えて自由に遊ばせたとする。するとその子どもは、与えられた道具を使い、それなりに楽しむことができるだろう。しかし、投げ方や打ち方を教わり、ルールを覚え、チームメイトと協力し「野球」というゲームを行えるようになる。更には負ける悔しさや勝つ喜びを味わう。これらの経験の繰り返し・積み重ねによって野球への興味も高まっていくことだろう。音楽における「感性」もこれと同じである。子どもに楽器を与えれば何らかの方法で音を出すであろう。音が出せるということは子どもにとっては単純に楽しいことである。しかし結局そこまでである。音楽を奏でることができるようになるには、経験者の援助が必要だ。時にはつまらない単純な基礎練習の繰り返しを求められることもあるだろう。しかし逆に、それにより人は苦勞なしでは上手くなれないということを学ぶ。苦勞を経験してこそハイレベルな演奏に感動を覚えることができる。自分もそれに近づきたいと考え、更に努力をする。この循環により「感性」も磨かれていく。ただ、個人レッスンを受けられる子どもや、吹奏楽、合唱などのクラブに入っている子どもはよい。しかし、それは一握りの子どもである。学校教育という場で全ての児童の音楽的感性を高めていくためにはどうすればよいかを我々は考えていかなければいけない。

音楽を主体的・創造的に楽しむ上で最低限必要な力。それが音楽科における「基礎・基本」である。本論文では、まず「基礎・基本」とは何かを明らかにする。次に「小学校学習指導要領解説 音楽編」に示された改善点の中から、「小学校音楽科の目標の改善」「内容構成の改善」「小学校音楽科における学習評価」について、それぞれ「基礎・基本」に関係する部分にスポットを当て、内容及び教育方法の特色と課題について検討を行うこととする。

（本論文は、「はじめに」の1～2頁を打越・藤田で共同執筆し、2～7頁を打越が執筆した。）

「基礎」と「基本」の概念

「基礎」と「基本」は、本来語義的に異なるものである。「基礎」は、物事の土台となる部分を表す建築用語が由来である。一方「基本」は、全体の中心を指す言葉である。これを学校教育の実例で解説するなら、「小学校1学年でたし算を学習する」これは「基本」である。更に「小学校2学年でかけ算を学習する」これも「基本」である。ただ、 2×3 をいきなり6と丸暗記は

しない。2×3は、前学年で学習している「2+2+2=6」を土台として学習していく。即ちここでは1学年で既に学習している「たし算」が「基礎」となって、新たな「基本」である「かけ算」の学習を支えているわけである。

この二つが「基礎・基本」あるいは「基礎的・基本的な内容」というようにひとくくりとなって使われるようになったのは、昭和51年12月の教育課程審議会の答申において「国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに、児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすること¹⁾」とうたわれたことがきっかけとなっている。以来学校現場では、「基礎」と「基本」は同義語として扱われている。

音楽科における「基礎・基本」とは

音楽科における「基礎・基本」とは、「音楽を主体的・創造的に楽しむ」上で最低限必要とされる資質・能力」と解釈することができる。具体的には学習指導要領（音楽）に示されている目標及び内容の全体²⁾である。

小学校音楽科の目標の改善

今回の改定で、音楽科の目標はリード文と3つの資質・能力の柱」を骨格として整理されている。そこには、これまでの指導要領の中心を占めていた「教師が何を教えるか」から「何ができるようになるか」に明確な転換が図られている。

学年の目標は、枠組みが従来の

- (1) 興味・関心、意欲、態度
- (2) 表現の能力
- (3) 鑑賞の能力

から

- (1) 知識及び技能
- (2) 思考力、判断力、表現力等
- (3) 学びに向かう力、人間性等

の3つの柱に整理された。

ここで教育現場が最も頭を痛めているのが「知識」の扱いであろう。学校が知識を得る場所であることは間違いない。しかし、音楽や図工・美術のような芸術系の強化の場合、これまでと異なる方向、具体的には「知識」の習得が優先されるような取り扱いがなされるのではないかという危惧がある。もちろん、これは「生活や社会の中の音楽と豊かに関わる資質・能力を育成する形式」などといった音楽理論や「音楽史」のみを指しているものでないことは、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編（文部科学省）第2章第1節の中でも多くのページを割いて説明している。特に理解させるべき知識として、「曲想と音楽の構造などとの関り³⁾」であると示している。

しかしながらその内容はやや漠然としていると感じる。その原因は、「音楽に対する感性など

を働かせて感じ取り、理解したもの」という部分にあると考える。音楽や図工など芸術の世界において、この「感性」が非常に大切であることは既に述べたとおりである。だが、その一方、「感性によって感じ取り、理解したもの」は個々の感じ方によって多岐にわたる可能性があるからである。学校において指導を行ったものについては必ず評価が伴う。その際に現場の教職員が悩むことになりはしないだろうか。

次にこれも「知識」に関することである。指導要領における各学年の〔共通事項〕の(1)のイとして「用語や記号など」がまとめられている⁴⁾。筆者は小学校勤務時代に、「6年間で完成させる音楽辞典」として、新しい用語や記号を学習するたびにファイルに資料を蓄積させていくようにしていた。一度学習した内容は「基礎」として次の学習の土台となるわけであるからしっかりと定着させるようにしたい。仮に児童が既に学習済みの事項を思い出せなかったとしても、ファイルをめくることで確かめることが可能となる。

各学年の〔共通事項〕に示されている「音楽を形づくっている要素」(音色、リズム、旋律、音の重なり、和音の響き、フレーズ、反復等)については、児童の発達の段階や指導のねらいに応じて、適切に選択したり関連付けたりして指導する⁵⁾。と示されている。また、音楽科の特質に応じた言語活動(言葉で表す活動)の重要性について強く求められている⁶⁾。正確に言えばこの言語活動は決して「言葉のみによる活動」ではなく、絵や図形、身体表現など広義の言語活動を含むとされている。とは言え、児童が「音楽特有の言葉」を多く蓄積していることは「基礎・基本」が定着していることを示しており、極めて望ましいことである。「思考力、判断力、表現力等」は、一度蓄えられた知識を繰り返し活用することで定着し発展していく。そういった意味でも、ファイルの活用が有効であると考えられる。

内容構成の改善

内容構成の改善については、「A表現」(「歌唱」「器楽」「音楽づくり」)の三分野、「B鑑賞」、領域の二つの領域及び〔共通事項〕で構成した。これは、従来と同様であり、指導内容は三つの柱に沿って再整理されているが、指導内容の考え方自体は大きく変わっていない。しかしながら、従来に比べどのような資質・能力の育成を目指すのか、すなわち児童にしっかりと身に着けさせるべき「基礎・基本」が明確化されたと感じる。そのため、教師にとっては ①学習計画の立案 ②評価方法の検討③学習成果の把握 ④授業の評価と改善の4点において、より一層実現しやすくなっていると期待できる。

また、これまで以上に表現及び鑑賞の活動を通して「思考力、判断力、表現力等」「知識」「技能」を一体的に学習することが求められている。それぞれは個別に学習するものではない。また、教材へのアプローチの仕方は、指導する教員の判断にゆだねられる。とは言え、例えば、まず「ベートーヴェンについて学習しましょう」といって、作曲者に関する「知識」のみを、あるいは「交響曲、ソナタ、ソナタ形式」等の「知識」のみを先行して学習してしまう。それが終了してから改めてベートーヴェンの「交響曲第5番 ハ短調」を鑑賞する、などといった極端なやり方は普通とらないであろう。このように一方向の学びに陥らないように留意することも大切である。

小学校音楽科における学習評価

学習評価の意義・考え方については、次のように説明されている。

・ 学習評価は、学校における教育活動に関し、子供たちの学習状況を評価するものである。「子供たちにどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、この学習評価の在り方が極めて重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で改善を進めることが求められている⁷⁾。

残念なことに、「評価は児童・生徒に対してのみ行われるもの」という勘違いがよく見られる。それでは評価が完全に生かされず、単に「成績をつけるための手段」に終わってしまう。「子供たちの学習の成果を評価する」ということを、「子供たちの次の学びに生かす」だけでなく、教員の指導の改善に結びつかなければ意味がない。そこで、次のようなことが重要であると考えられる。

- ・ 子供たちに身に付けさせるべき「基礎・基本」を押さえ、各時間の授業のねらいにきちんと反映させているか。
- ・ 子供たちが授業のねらいをどこまで達成できているか。
- ・ 児童一人一人がどれだけ成長しているか。等の視点を明確に持つこと。
- ・ 児童の学びに関わる学習評価の改善を、学校教育全体の改善を図る PDCA サイクルの中に位置づけられているか。

今後は、教育目標に適した評価方法を明確化するとともに、どのような場面でどのような評価方法を用いるのが適切かをしっかりと判断し計画の中に位置づけることが大切になってくるであろう。

なお、音楽科において重要であると再三述べてきた「感性」についてであるが、教科の目標及び内容のうち3番目の柱である「学びに向かう力・人間性」に含まれると考えるが、これは決して観点別学習状況の評価になじむものではない。

まとめにかえて

以上、新学習指導要領の音楽科に関する内容及び指導方法の特色と課題について検討してきた。ここで総括し、今回の改定について特に「基礎・基本」の確実な定着を図るという観点から検討していきたい。

前述したように、音楽科における「基礎・基本」とは、「音楽を主体的・創造的に楽しむ上で最低限必要とされる力」である⁸⁾。これは、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」育成を目指す資質・能力の3つの柱に結びつくものと言えるだろう。

これは、平成元年改訂版における「基礎的・基本的な内容を重視」、平成10～11年改訂版における「基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの『生きる力』の育成」、平成20～21年改訂版における「基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断

力・表現力の育成」という流れを受け発展してきたものである。しかしながら、完全学校週5日制の下で「ゆとり」の中で創意工夫を生かし、自ら学び、自ら考える「生きる力」の育成を基本とした平成10年の改定時を境にわが国では学力低下が問題となり、現代においては「ゆとり教育」そのものがマイナスの印象を持たれている。「基礎・基本」という文言は30年以上にわたって学習指導要領にうたわれているが、教育を取り巻く環境が「劇的」と表現したくなるほど変化を続ける中、様々な反省を経て発展してきたものである。しかしながら「基礎・基本」が子供たちに確実に身に付けさせたい学力であることには変わりはない。

今回の改定の最も大きな改訂点は、これからの社会を生きるための資質・能力を育てるという方向性がより具現化されたということである。「社会に開かれた教育課程」という理念はそのような考え方のもとに盛り込まれた。この「社会に開かれた教育課程」

を実現するためのポイントとして、次の3点が挙げられている⁹⁾。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

それでは、これらのポイントを音楽科で実現するために、具体的にどのような実践が考えられるだろうか。いくつかの例を挙げてみたい。

- ・ 地元で伝わるお囃子や祭り太鼓を地域のゲストティーチャーに指導していただく。また、学習した成果を地域で発表する。
- ・ 和楽器の製作を見学したり、職人の説明を聞いたりする。
- ・ 病院、介護施設等での演奏披露。手話やボディーパーカッション等を取り入れる。
- ・ インターネットを活用し、地域的に離れた学校と音楽を中心とした交流を行う。外国語の歌を練習し、海外の学校と交流する。

筆者は老人福祉施設での児童・生徒による演奏発表会を何度か経験した。訪問前に施設職員を通して入居者の方にどのような曲を聴きたいか調べてもらった。その結果、圧倒的に小学唱歌が支持されていた。テレビの時代劇の主題歌や演歌を予想していた子供たちは驚き、なぜ小学唱歌の希望が多いのかを真剣に考えた。また、唱歌への取り組みが目に見えて積極的になった。さらに、施設訪問当日は、涙を流すお年寄りの姿に自分たちも感激し涙するという、貴重な体験をすることができた。コロナ禍の中ではこういった訪問体験は困難となっている。しかし逆に、インターネットを通じて遠く離れた人たちと交流するという新たな試みに挑戦する学校が増えているのも事実である。

最後に教師の指導技量について述べたい。「基礎・基本」の確実な定着のために欠かすことができないのが教師の力であることは言うまでもない。ここで問題となるのは、音楽専門の免許状を所持している教員が全ての学校に配置されている中学校と異なり、小学校の場合はあくまでも「小学

校教諭免許状（一種・二種・専修）」で人事配置を行う。そのため、小学校の場合音楽の指導に対して必ずしも全ての教員が自信を持って指導できているとは言えないというのが現状である。

むろん、小学校教諭免許状を所有している以上、小学生が学習する全ての教科を指導できなければいけないのだが、音楽に限らず実技教科や実験等を伴う理科など、専門性の大きい教科では同じことが言える。

また、専科教員の導入についても地域の格差が大きいというのが現実である。それこそ机上の空論と批判されそうだが、専科教員の導入を早急に進めること、あるいは現場で分かりやすい具体例が多数示された指南書のようなものがあればよいと考える。

注

- 1) https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afiedfile/2015/09/04/1360715_1_6_4.pdf
(2023.1.14 閲覧)
- 2) 小学校学習指導要領（平成29年度告示）解説 音楽編 平成29年7月（文部科学省） p.9
- 3) 同上 p.12
- 4) 同上 p.161
- 5) 同上 p.52 p.81 p.110
- 6) 同上 p.124
- 7) 平成29年改定 小学校教育課程実践講座 音楽（株式会社ぎょうせい,2018）宮下俊也 編著 p.37
- 8) 注3前掲 p.3（2023.1.18 閲覧）
- 9) 平成29年版 小学校 新学習指導要領Q&A（明治図書,2017）新しい学習指導要領を研究する会 編著 p.27